

多重債務者の支援等に関する庁内連絡会議設置要綱

(主旨)

第1条 多重債務者の支援等に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、多重債務者が抱える債務の解消と生活再建を支援するため、庁内の関係課との連携を図ることを目的とする。

(会議の構成)

第2条 連絡会議の構成は、別紙のとおりとする。

(協議内容等)

第3条 多重債務者の発見や多重債務者の債務解消後の生活支援策などについて、協議および情報交換などを行う。

(会議)

第4条 連絡会議および実務担当者による会議（この会議を「担当者会議」という）を必要に応じて開催することとする。

なお、会議の招集は、くらし安心課長が行う。

2 会議の座長は、くらし安心課長とする。

(総務)

第5条 会議の総務は、くらし安心課が行う。

附 則

この要綱は、平成21年8月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別紙

部局名	課長
財務部	税務室納税担当課長
市民部	保険料収納担当課長 くらし安心課長
保健福祉部	介護保険課長 高齢福祉課長 福祉事務所生活支援課長 福祉事務所障がい保健福祉課長
子ども未来部	子ども企画課長 子どもサービス課長 子育て支援課長
環境部	環境総務課長
都市建設部	住宅課長
企業局管理部	収納・滞納整理担当課長
病院局 函館病院事務局	医事担当課長
8 部局	1 4 名